

～手話は言語です～

「神戸市みんなの手話言語条例」

神戸市では、平成 27 年 3 月市会本会議において議員提案による政策条例「神戸市みんなの手話言語条例」が全会一致で可決され、平成 27 年 4 月から施行されています。

条例の概要

この条例では、次のことが定められています。

手話を言語として、手話への理解の促進と手話の普及を図ること

実施状況の議会への報告

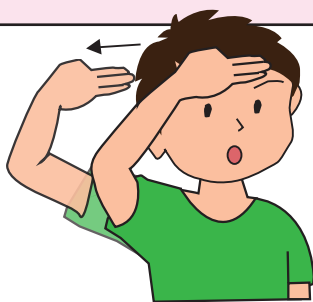
市、市民、事業者がそれぞれの役割を明らかにし、協働して取り組むこと

学校教育の場での
手話への理解促進

手話に関する市の施策の推進方針を定め、総合的・計画的に進めること

施策のための財政上の措置を講じること

施策の推進方針の策定にあたり
ろう者や手話通訳者などの
意見を聴くための
協議の場を設けること

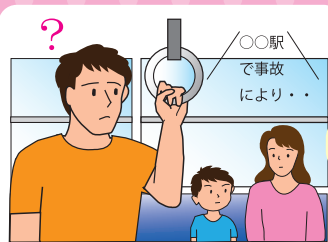


神戸

「神戸市みんなの手話言語条例」前文あらまし

手話は手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、大切に受け継がれてきました。かつて多くのろう学校で手話が禁止されていたにもかかわらず手話が発展してきたのは、手話がろう者のアイデンティティーであったからです。神戸市は全国に先駆けて神戸市民の福祉をまもる条例を制定し、市民及び事業者と共に誇り高い福祉都市の実現に向け取り組んできました。障害者の権利に関する条約、障害者基本法において手話は言語として位置付けられた今、手話への理解の促進に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、ろう者もろう者以外の者も互いに心と心が触れ合い、通じ合うまちを目指して、この条例を定めます。

聞こえないってどんな障がいですか？



聴覚障がいとは外見からわかりません。
全く聞こえない、聞こえづらいなど
聞こえ方は様々です。

どんな時に困りますか？

乗っている電車が急に止まったとき、車内放送が聞こえません。事故なのか、故障なのか、復旧までにどのくらいかかるのかなどがわかりません。

緊急時のサイレンや放送などの音声情報も聞こえないので、どう行動していいかわかりません。

どうすればいいですか？

後ろからでなく、前にまわって、手話や口話、筆談で話しかけてもらえると安心です。

「ろう者」とは

耳が聞こえない人々のうち、手話という母語を持ち、手話でコミュニケーションする人々です。



「手話」とは

ろう者の言語です。独自の文法体系を持っています。日本語に方言があるように、地域によって異なる表現があります。

ろう者同士のコミュニケーションの手段として生まれ、育まれ、発展してきた「目で見ることば」です。



さあ、手話を学びましょう!

Q. 手話を始めるには・・・

A. 手話ボランティア（奉仕員）養成講座

～初めて手話を学ぶ方から簡単な会話まで～

入門編 各区社会福祉協議会で開催しています。

〈各区社会福祉協議会にお問い合わせ下さい〉

基礎編 神戸市社会福祉協議会市民福祉大学で開催しています。

問い合わせ先：市民福祉大学 TEL 078 (271) 5300 FAX 078 (271) 5365



学ぶ

Q. ろう者と交流したい・・・

A. 手話サークルにどうぞ

神戸市には神戸市手話サークル連絡会に加盟している 10 のサークルがあります。

問い合わせ先：神戸ろうあ協会 TEL078 (371) 3071 FAX078 (371) 3052

Q. 手話通訳者になりたい・・・

A. 手話通訳者養成講座



手話通訳者は、ろう者と聞こえる人の意思疎通を支援する仕事をします。

手話通訳者を目指すには、手話奉仕員養成講座の修了後、手話通訳者養成講座を受講し、手話通訳士試験や手話通訳者全国統一試験に合格することが必要です。

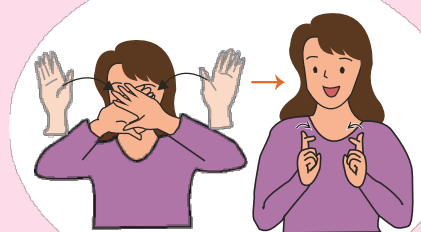
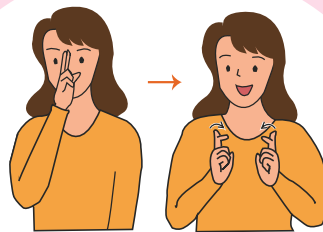
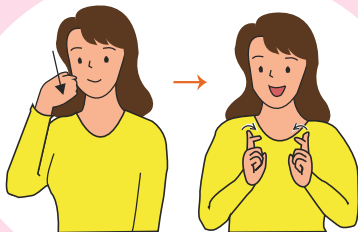
問い合わせ先：神戸ろうあ協会 TEL078 (371) 3071 FAX078 (371) 3052

手話であいさつしてみよう!

おはよう

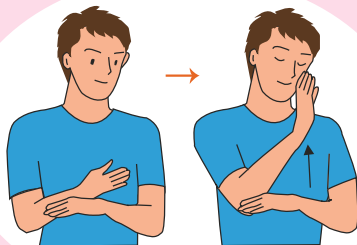
こんにちは

こんばんわ



ありがとう

ごめんなさい



神戸市では、手話通訳者の個人派遣事業、市役所・区役所に手話通訳者の配置、手話を学べる手話動画の制作、市会本会議のインターネット中継への手話通訳の導入、市職員の聴覚障がい理解の研修などを実施しています。これからも手話の理解促進と普及のための取り組みを進めていきます。